



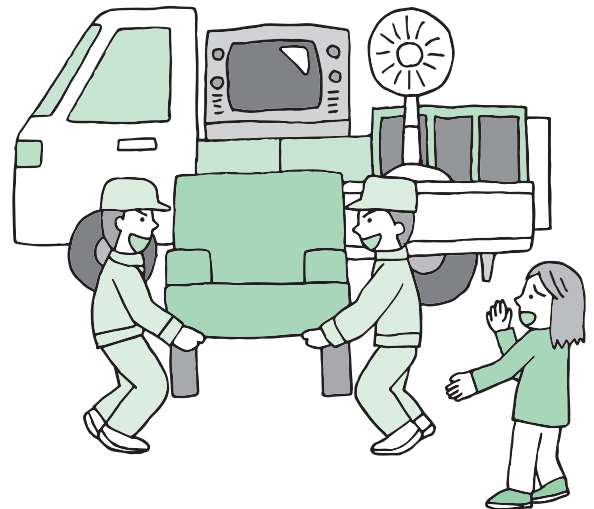
不用品回収で高額な費用を請求する業者に注意! ～ 許可のない業者への回収依頼でトラブルに～

【事例】

来月の転居に向けて不用品を処分しておこうと、「不用品回収軽トラック積み放題1万円から」という引越し業者の投げ込みチラシを見て連絡をした。

事前に回収してほしい物を伝えると、「実物を見て少し値段が変わる場合がある。詳しい見積もりは実物を見てから」と言われた。

しかし、実際に来た2人の作業員は、用意していた物を見ても見積もりを提示せず、次々に運び出し、すべての品をトラックに積み込んだ後、料金は15万円と言われた。



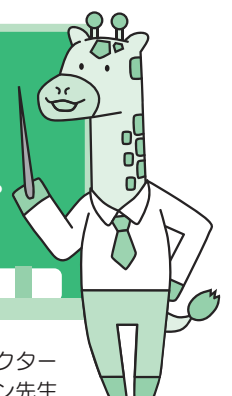
【アドバイス】

- (1) 「不用品を安く回収します」と市内を巡回したり、チラシやインターネット等で宣伝している業者は市の許可なく違法に回収している業者なので利用しないでください。不法投棄など不適正な処理や料金トラブルにつながります。
- (2) 家庭から出る不用品などのごみは、通常のごみ出し日（燃えるごみ週2回、燃えないごみ、空きびん・ペットボトル月1回、粗大ごみ事前申込み制）に出してください。
- (3) テレビやエアコンなどの家電リサイクル法対象品目やパソコンは、市では収集できませんので、購入した販売店などに引き取ってもらってください。
- (4) 通常のごみ出し日に出せない場合、本市が許可した業者に依頼してください。
- (5) 処理の方法がわからない場合は、各区役所生活環境課または環境局資源循環推進課（TEL 7 1 1 - 4 0 3 9）へお問い合わせください。

悪質商法に
NO!

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。
絶対に事業者には連絡をしないでください!



子どもの誤飲事故に注意してください！

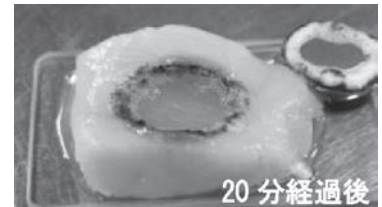
～中毒や窒息など生命にかかわる危険性も～

幼い子どもには、身の回りの物を何でも口に入れたがる時期があります。今回は子どもの誤飲事故の事例とそのアドバイスを紹介します。

【事例1 ボタン電池の誤飲】

おもちゃ用のコイン型リチウム電池を飲み込むところを見た。病院で9時間かけて取り出したが、気管と食道に穴が開き、2ヵ月入院した。（1歳男児）

- ボタン電池は早く取り出さないと体の組織に潰瘍ができたり、穴が開いたりすることがあります。



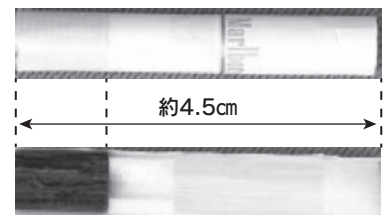
20分経過後

<鶏肉を使用した化学やけどの再現実験>
※実験開始20分後の様子

【事例2 加熱式タバコの誤飲】

加熱式タバコの葉の入っている部分全部を口の中に入れていたので急いで取り出した。1時間後にグッタリしてフラフラするようになったので、救急要請した。（1歳女児）

- タバコに含まれるニコチンは猛毒です。子どもが誤ってタバコの葉を食べると中毒を起こし、死に至ることもあります。また、事故の大半は1歳前後の乳幼児に集中して起きています。



約4.5cm

↓ ↓
たばこ葉部分 フィルター部分

【事例3 磁石の誤飲】

目を離した際に、磁気絆創膏製品の袋が破れており、磁石が6個なくなっていた。X線検査で上部小腸に6個連なった磁石が発見された。（1歳児）

- 複数の磁石を飲み込んでしまうと、腸壁を挟んで接着され、腸に穴が開いたり、腸閉塞になったりするなど重症化するおそれがあります。



アドバイス

- 生後5～6か月にはつかんだ物を口を持っていくようになります。口に入りそうなものは床から1m以上の高さの所に収納するなど、子どもの手の届かない所に片付けましょう。
- たばこは子どもの見える所に、捨てないようにしましょう。また、空き缶を灰皿代わりに使ったりするなど、まぎらわしい使い方は避けましょう。
- 誤飲に気付いたときは、直ちに医療機関を受診しましょう。飲み込んだものと同じものがある場合は一緒に持っていきましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）9時から17時
第2・4土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料
秘密厳守

